



くるまの保障
お車の保障について
ご確認ください!

車両保障

車両保障は、ご自身のお車の自動車事故による破損や盗難、台風などによる損害をカバーする保障です。
— 車両保障にご加入いただくと、こんな場合にも保障されます!! —

事故のほとんどのケースではお互いに責任が発生します!!

例1

過失割合
A 20%
B 80%

A ご自身：20%
B 相手方：80%

(注) 過失割合は一例を示したものです。

相手方に一時停止規制があっても、交通事故は多くの場合お互いの不注意によると判断され、全ての修理費を相手方に請求できるわけではありません。

例2 「あて逃げ」され、相手方が特定できない場合に・・・

修理費を相手方に請求することができませんので、修理費が全額自己負担となります。
※損害限定担保の場合、保障されません。

例3 友人の車で事故を起こした場合に・・・

友人の自動車保険を使用して修理すると等級ダウンし、友人の次回更新時の自動車保険料が増加します。

車両保障に加入することで、友人の自動車保険を使用せずご自身のご契約で友人のお車の修理費を保障することができます。

※所定の条件を満たす場合、他車運転特別によりお支払いします。
※次回更新時にご自身の等級はダウンします。

保障内容 (全損害担保の場合)

電柱・ガードレール等に衝突	墜落・転覆	相手自動車との衝突・接触※1	盗難※2	落書・いたざら	物の飛来・落下
車庫入れに失敗	あて逃げ	火災・爆発	荷台からはみ出している積載物との接触※1	窓ガラスの破損	台風・洪水・高潮・落雷等の自然災害※3

保障範囲を [] 内の相手自動車との衝突・接触などに限定した **損害限定担保 (車両損害限定特約)** もご用意しています。

(注) 共済金をお支払いできない主な事由

- 酒気帯び運転の間の損害、ご契約のお車に存在する欠陥、自然消耗、故障損害、タイヤの単独損害 (火災・盗難を除きます) などは保障の対象とはなりません。
- ※1 損害限定担保 (車両損害限定特約) の場合、相手自動車ならびにその運転者または所有者の氏名もしくは名称および住所が確認できた場合に保障されます。
- ※2 盗難による損害については、車上荒し目的によるお車の損害も含まれます。なお、二輪自動車および原動機付自転車については、盗難は保障されません。
- ※3 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害に対しては、共済金をお支払いしません。

地震等車両全損時給付特約

車両保障をご契約の場合に付加できます。

地震・噴火またはこれらによる津波時のお車の保障は大丈夫ですか？

地震・噴火またはこれらによる津波によって、ご契約のお車が約款に定める所定の全損※1となった場合に、定額で50万円※2をお支払いします。

地震



噴火



地震または噴火による津波



- ※1 地震等車両全損時給付特約における全損とは、ご契約のお車が運転者席の座面を超える浸水を被った場合等、共済約款において定めた状態となった場合をいいます。
- ※2 車両保障の共済金額が50万円未満の場合には、車両保障の共済金額と同額とします。

車両諸費用保障特約

車両保障をご契約の場合に付加できます。

事故によってさまざまな費用が発生することをご存知ですか？

ご契約のお車が、車両保障の共済金が支払われる車両事故または故障により走行不能となった場合に、付随的に発生するさまざまな費用について、以下の共済金をお支払いします。

代車費用 共済金

ご契約のお車が走行不能となったため、レンタカー等を借りた場合にお支払いします。事故の日※から30日を限度に実損害額を保障します。代車費用共済金の日額(限度額)は、ご契約のお車の用途車種に応じて「3,000円、5,000円、7,000円および10,000円」の4区分から選択できます。
※正当な理由があり、組合が承諾したときは、「修理工場等に搬入した日」から30日を限度に保障します。



積載動産 損害共済金

車両損害を原因としてご契約のお車に積んでいる被共済者所有の動産がこわれた場合にお支払いします。
【1回の事故について、30万円を限度とします。】



宿泊費用 共済金

ご契約のお車が走行不能となったため、緊急に宿泊(1泊)した場合にお支払いします。
【1回の事故について、被共済者1名につき1万円を限度とします。】
※飲食等に要した費用は含みません。



帰宅等費用 共済金

ご契約のお車が走行不能となったため、公共の交通機関で移動した場合にお支払いします。
【1回の事故について、被共済者1名につき1万円を限度とします。】
※車両損害が生じた時点から24時間以内に利用した場合に限ります。



陸送等費用 共済金

走行不能になったご契約のお車を修理後に運搬した場合にお支払いします。
【1回の事故について、10万円を限度とします。】



車両超過修理費用保障特約

車両保障をご契約の場合に付加できます。

ご契約のお車の修理費が共済価額を超えた場合に、その超過分について1回の事故につき50万円を限度にお支払いします。

お車の修理費が車両保障で加入いただいた金額(共済価額)を超えてしまった…



※原則として事故が起きた日の翌日から6か月以内にご契約のお車を修理する場合に限ります。

特約なし

修理費
50万円

共済価額
30万円

共済価額を
超えた修理費
20万円

この部分が
全額自己負担
となります

特約あり

修理費
50万円

共済価額
30万円

共済価額を
超えた修理費
20万円

共済価額を超えた
修理費を50万円まで
保障します

弁護士費用保障特約

その他おすすめの特約!!

自動車事故により被共済者が被った身体・財物の損害について、被共済者が賠償義務者に対して法律上の損害賠償請求を行う場合に、賠償義務者との交渉を弁護士に委任する際等に必要となる弁護士費用等について300万円、法律相談費用について10万円を限度※にお支払いします。

※一回の事故における被共済者1名についての限度となります。

共済金のお支払いには、所定の条件があります。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

お問い合わせは

JAの自動車共済
お見積り
キャンペーン

キャンペーンWebサイトはこちら
<http://car-cp.ja-kyosai.or.jp>
※本日はJA共済ホームページ
<http://www.ja-kyosai.or.jp>からもアクセスできます。



JA共済ホームページアドレス <http://www.ja-kyosai.or.jp>